

広島県選挙管理委員会告示第三十二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、別表のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

(別表)

選挙区	金額
広島市中区	7,016,900円
広島市東区	6,651,000円
広島市南区	7,156,200円
広島市西区	7,129,900円
広島市安佐南区	7,117,000円
広島市安佐北区	7,289,500円
広島市安芸区	6,610,800円
広島市佐伯区	7,065,600円
呉市	7,078,700円
竹原市豊田郡	6,306,600円
三原市世羅郡	6,466,800円
尾道市	7,116,200円
福山市	7,094,200円
府中市神石郡	7,381,200円
三次市	7,567,500円
庄原市	6,432,000円
大竹市	5,828,900円
東広島市	6,988,800円
廿日市市	7,960,300円
安芸高田市	5,926,000円
江田島市	5,600,900円
安芸郡	6,603,900円
山県郡	5,661,700円